

区再編に伴う変更手続き

事業所の対応について

所在地（住所）や実施地域の区名が変わるため、関連する書類の修正をお願いします。

【参考例】

- ・ 事業所の所在地
- ・ 実施地域の表記
- ・ 運営規程
- ・ 重要事項説明書

※今回の区再編に伴う変更について、変更届の提出は不要

参考：被保険者証について

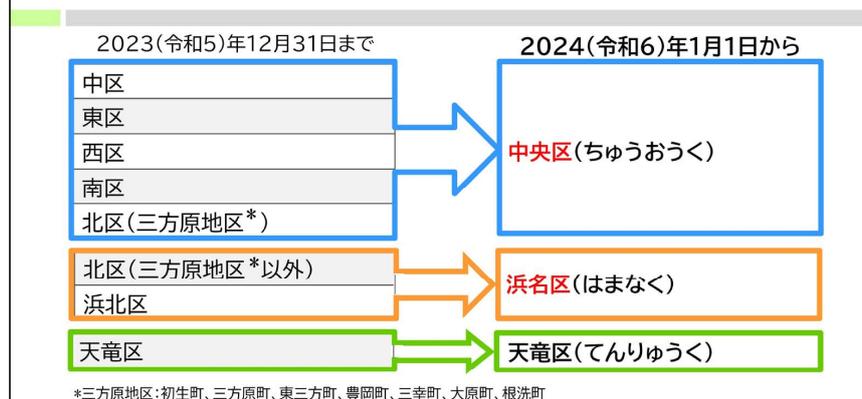
以下の介護保険サービス等の被保険者証、負担割合証等は、そのまま使用できます。

介護保険	被保険者証、負担割合証、資格者証（暫定被保険者証）、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証
------	--

※区再編に伴う住所変更の手続きは不要

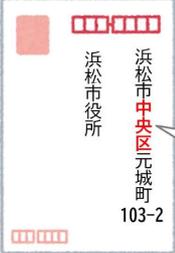
参考：令和6年1月1日から行政区が3区

2024（令和6）年1月1日、行政区が7区から3区に変わります！



参考：区名以外の変更について

天竜区以外の住所の区名が変わります(町字名・番地は変わりません)

	2023(令和5)年12月31日まで	2024(令和6)年1月1日から
 <p>〒430-8501 浜松市役所 浜松市中央区元城町 103-2</p>	<p>【例】 (市名) (区名) (町字名) (番地) 浜松市 中区 元城町 103番地の2 浜松市 浜北区 貴布祢 3000番地 浜松市 天竜区 二俣町二俣 481番地</p>	<p>【例】 (市名) (区名) (町字名) (番地) 浜松市 中央区 元城町 103番地の2 浜松市 浜名区 貴布祢 3000番地 浜松市 天竜区 二俣町二俣 481番地</p>

- ◆ 郵便番号と電話番号は変わりません
- ◆ 小中学校の通学区域は変わりません